

「ともに生きるシンポジウム」 次 第

13:00～13:05 開会あいさつ

13:05～13:45 講 演 大垣 勲男 氏 伊達コスモス21理事長

演 題 「令和6年法改正と今後の会活動への期待！」

【シンポジウム】

13:45～14:00 1. グループホーム整備と運営上の課題

ア 社会福祉法人・地域父母の会が中心となって設立したグループホームの経緯

提言者：①米田 操 氏 広島県心身障害児者父母の会連合会 会長

②久門 誠 氏 京都市身体障害児者父母の会連合会 事務局長

③遠藤 正一 氏 滋賀県障害児協会 地域支援部長

〈7分×3名〉

休 憩 10分

14:10～15:10 イ 意見交換 「共同生活援助の整備と運営課題について」

コーディネーター 植松 潤治 氏 全肢連副会長

助言者：大垣、米田、久門、遠藤

15:10～15:20 2. 障害福祉サービス(重度訪問介護)等に係る市町村の給付実態

ア 令和4年・5年度に行った調査に基づき提言 ※資料に基づき

提言者：全肢連役員

15:20～15:30 イ 意見交換

障害福祉サービス等の地域格差について

15:30 閉 会

以上

ともに生きるシンポジウム

講演～「令和6年度法改正と今後の会活動への期待」
意見交換～「共同生活援助の整備と運営課題について」

日時：令和6年 1月20日(土)13:00～15:30

主催：(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会

会場：滋賀県大津市民会館

(社福)伊達コスモス21

理事長・統括事業管理者 大垣勲男

本日お話しさせていただくこと

1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

2 施設整備上の課題と運営上の課題について

2.施設整備上の課題と改善要望

(1)広い土地の確保とその取得費用が高負担

①車いす送迎車両の取り回しスペース

②世話人、生活支援員、ヘルパーの駐車スペース

※最低300坪(990㎡)必要か…、しかも、市街化区域に確保

野ぶどう(重度重複)～385坪、わたぼうし(重度重複)・麦わらぼうし(知的高齢)～451坪、

やまぼうし(知的高齢)～173.58坪 ←現在建設中

(2)建設費に対する施設整備費の国庫補助が不十分(費用対効果?)

《R6年度単価》

①定員4～10人→2710万円

②短期入所整備加算→1200万円…短期入所定員が2名以下の場合は1/2となる

③EV等設置整備加算→215万円

※合計4125万円 ←※全て特別豪雪地域以外の単価

※参考～野ぶどう(重度重複、H17)～11500万円、わたぼうし(重度重複、H29)～7500万

麦わらぼうし(知的高齢、H26)～8500万、やまぼうし(知的高齢、H26)～12100万

(3) 重度重複障がいのある利用者のGHに必要な10の設備等

- 1) 玄関は広め(車いす2台に介助者2人)にとり、車いす保管室付設。
- 2) 廊下幅1.8M(車いすのすれ違い可能幅を)。
- 3) 居室は8～10畳とし車いす用洗面台を付設(両脇に介助者幅を)。
- 4) トイレには前室を備えフースは複数、さらにシャワーフースと衣類交換台。

※東大大学院 松田准教授も推奨

- 5) 浴室はユニットバスと機械浴の2タイプ、脱衣所には衣類交換台(1畳)。
- 6) 洗濯乾燥室(8～10畳・洗濯機は2台以上、大型の衣類乾燥機も必要)。
- 7) 収納～居室に一間の納戸では不足、別に共用も含め広い収納室が必要。
- 8) リビング兼ダイニングは入居者の人数にもよるが健常者の2倍以上のスペースが必要 (※個人単位のHHが一一人一人に付くから)。
- 9) 玄関以外の避難口からの避難路の舗装。
- 10) スプリンクラーと自動火災報知設備 およそ500万

**※以上の設備等を満たすと・野ぶとう(定員9)→147.5坪、わたぼうし(定員5)→84坪
麦わらぼうし(定員7)→131坪、やまぼうし(定員7)→132.6坪**

施設整備上の課題に対し・・・改善要望

①バリアフリー加算の創設を！

バリアフリーというと段差解消(水平・横)をイメージするが、廊下・居室・トイレ・脱衣所・浴室・玄関等ほとんどの部屋が広めに必要。更に車いす保管室や衣類乾燥室・収納室等が必要なことから狭さがバリアになる。縦のバリアフリーともえる。

②機械浴槽・特殊浴槽整備加算の創設を！

一般的なユニットバスの他に機械浴槽(500～1200万円)を整備した場合には、その設置スペースの建築費+機械浴槽の整備が増えるため。

3 運営上の課題と改善要望

①制度上の課題

- 1) 重度重複障がいのある利用者が必要な支援(介助)を受けて暮らすにはあまりにも**脆弱なGH制度**。→ 区分6の4人のホーム(指定上配置基準→4:1と2.5:1・世話人1人+生活支援員1.6人)→この基準で報酬が積算
- 2) 故に、**GHにおける個人単位のホームヘルプサービスの活用意義**。
- 3) しかし、立ちはだかる**重度訪問介護の国庫負担基準**の問題。
- 4) 「国庫負担基準を上限とは言ってません(厚労省)」→本来、市町村は都道府県と同額1/4の負担のはずだが、伊達市は6人で北海道より2000万の超過。
重度訪問介護利用促進市町村支援事業を活用しても1000万超過。
→無言・有言の○○○○○○○

ここで、重度対応型グループホームの制度設計を一緒に考えてみよう！

重さの内容によって支え方が変わることの確認

- (1) 日常生活の多くの場面で身体介助や発作の見守りと対応、中には
 医的ケアを必要とする利用者像。**
- (2) 重い発達障害により専門的スキルによる支援を必要とする利用者像。**
- (3) その他**

**※(1)(2)いずれの場合も特化した建物と設備が必要であり建設費に
 影響するため施設整備費に加算を創設すべきである。**

ここでは重度重複障がいのある方のグループホームのあり方を提案したい。

当法人運営の重度重複障がいのある方のGH

- ・ H21に登場した個人単位のホームヘルプサービスの利用。報酬改定3年おきの時限制度。**R6年度も継続決定**・・・しかし、
- ・ 当法人では、H17年に開設した個人単位のホームヘルプサービス利用型ホーム「野ぶどう」とH29年に開設したGHのスタッフだけで運営するホーム「わたぼうし」の2類型を運営している。

名称	開設	定員	支援区分	運営類型	スタッフ配置 (常勤換算)	夜勤配置	看護師配置
野ぶどう	H17.12月	9 (内福祉型強化SS1)	全員 6	HH利用型	世話人2.25 生活支援員1.8 ヘルパー16	2人 (+1)	GH全体に常勤正看1人 (SS利用時は正看夜勤プラス)
わたぼうし	H29. 3月	5 (内福祉型強化SS1)	全員 6	包括型	世話人4、生支2.5 正看1	1人	わたぼうし専任の常勤正看1人

※包括型としての「わたぼうし」の30年度予算21, 516, 516円、日中S型にすると20, 313, 700円→夜勤1だから

重度対応型GHに期待したが・・・またもや失望(H29.9.6)

- 日中サービス支援型は果たして何者か？ 重度対応型の成り代わり？
予算の事情から今回は重度対応型まで踏み込めなかったのか・・・
- 世話人配置3:1～何故世話人を手厚くするのか、何故生活支援員を手厚くしなかったのか。重度対応型GHには、世話人は最低2人が必要、3:1だと→利用定員6人になってしまう。
- 生活支援員～従来の配置基準で日中も対応？ 全員が区分6だったとして、利用者10人で4人、5人で2人、4人で1.6人・・・
重度のホームに対して大規模化への意図的・策略的な誘導？

そもそも・・・現実的、实际的に考えればわかること

前提として

(1)入居利用者への必要支援時間の確認として

①平日240日(日中活動利用日)、休日125日(土日祝祭日・夏季冬季休暇)

※平日の240日は、常勤スタッフの標準的年間所定労働日数にも該当する。

②平日利用者は日中活動の場を利用していることとし、休日の日中はGH側で支援。

(2)生活支援側のサービス提供体制として次の3タイプが考えられる。

①GHに個人単位のホームヘルプサービスを導入して生活支援を組み立てている
(GH野ぶどう)

②GHのスタッフだけで生活支援を組み立てている(GHわたぼうし)

③①と②のミックスタイプ(利用者と時間により)

重度対応型GHの制度（基本）設計を考えてみよう

重度重複障がいの場合、定員4～5人を想定、定員増に比例して支援員も増える

ホームに利用者が居るとき、**深夜以外は最低3人のスタッフ配置が必要**となる。

《場面として》

スタッフ1(利用者A入浴～50分・全介助にて着脱衣・洗体先髪・ドライヤー)

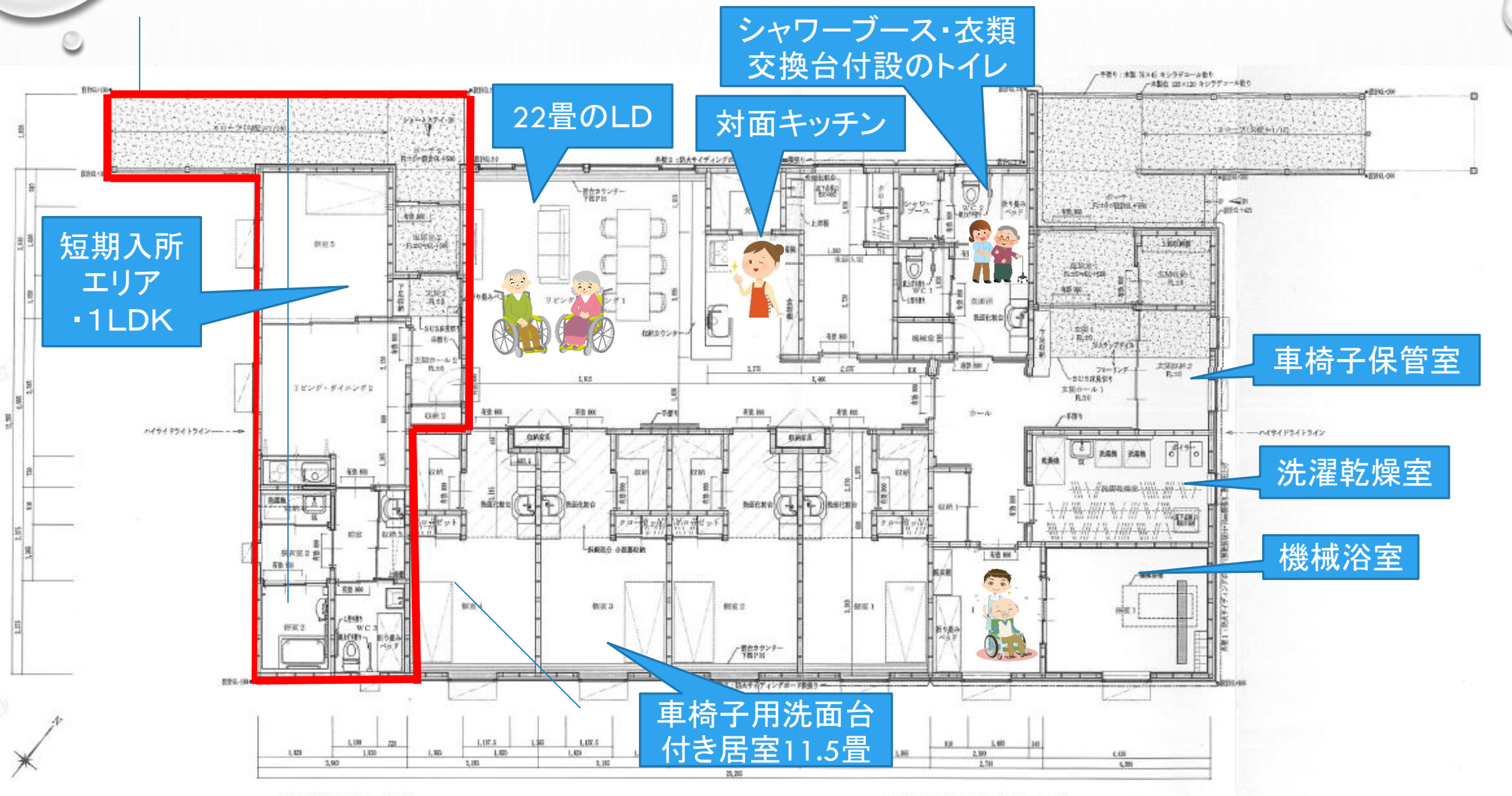
スタッフ2(利用者Bトイレ～15分・移乗・下半身着脱衣・衣類交換台にて清拭)

スタッフ3(利用者C・D・Eの見守り)

※重度の方が利用するホームほど支援が分業化する(分業にするかしないかは運営者の自由)

特別食の調理・徹底した掃除・大量の洗濯と収納 > **分業** < 専門的介助・専門的支援

GHわたぼうし図面(重度対応型グループホーム・短期入所機能付き、平屋84坪) H29. 3月開設・正看護師も配置・建設費7500万円・赤線枠内は短期入所エリア



【平日の利用者動向と支援者勤務パターン・年間240日】

0:00

9:00

16:00

24:00

利用者

ホーム 9H

7H 日中活動

ホーム 8H

6:30

10:30

15:30

19:30

世話人

8時間

4H・家事援助中心

休憩

4H 家事援助中心

6:45

9:15

16:00

21:30

支援員

8時間

2.5H

休憩

5.5H

6:45

9:15

16:00

21:30

支援員

8時間

2.5H

休憩

5.5H

15:30

24:00

支援員

16時間 (夜勤)

8.5H

0:00

2:00

4:00

9:30

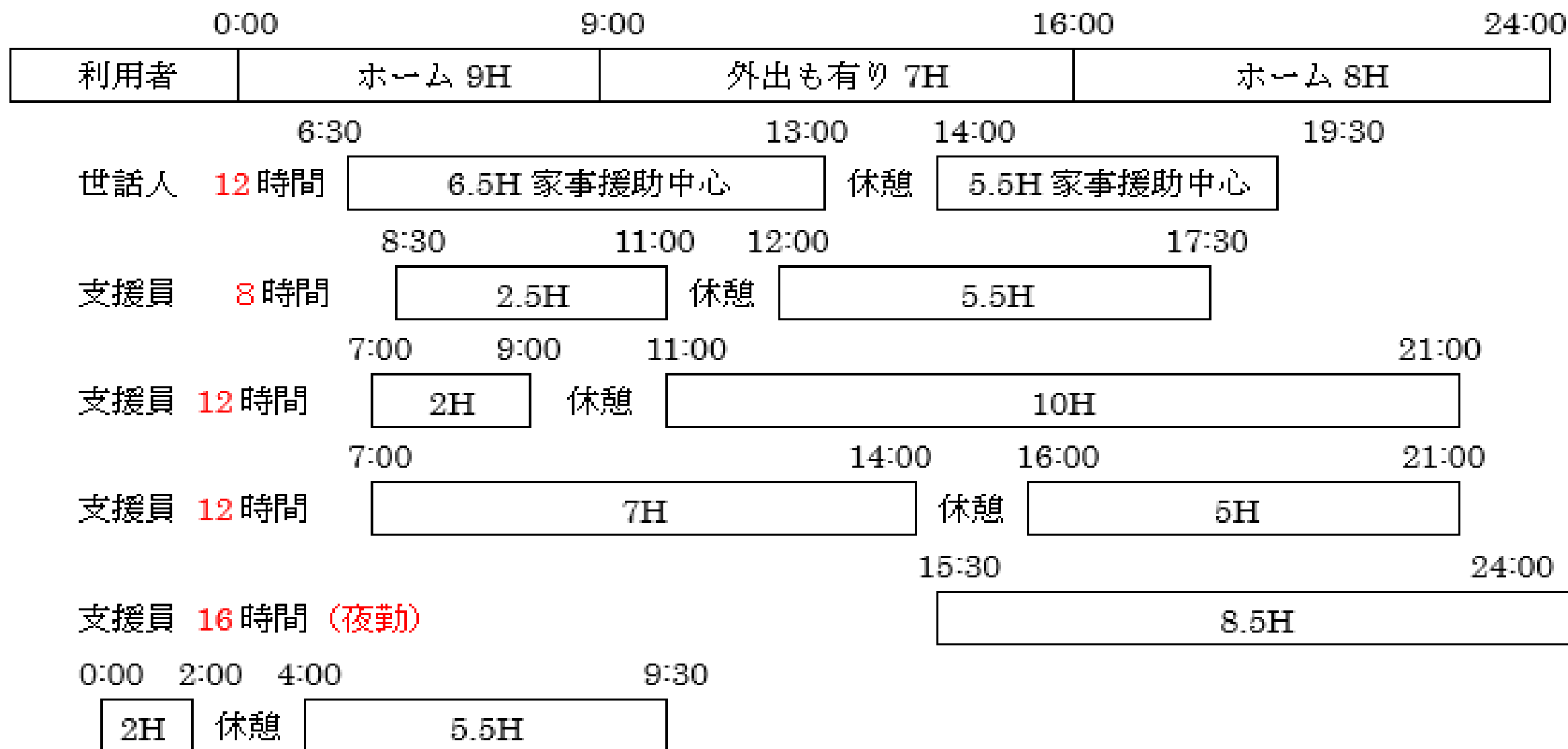
2H

休憩

5.5H

【休日の利用者動向と支援者勤務パターン・年間125日】

※労基法の関係から6時間を越える連続勤務に休憩を付与しなければならず場面的には支援員が二人になる。また、全員が車椅子の場合行事等の外出時は他方からの応援が必要となる。



GHスタッフ必要年間所定労働時間及びその人数

※常勤1人あたりの年間所定労働時間を1,920時間を想定(公務員並み)

- ・《世話人》

(平日 8H×240日=1,920H)+(休日 12H×125日=1,500H)=3,420時間

※3,420H÷1,920H=1.78人となるが、会議・研修・有休等を考えると

週40時間の常勤世話人が2人必要となる。

- ・《支援員》

(平日 8H+8H+16H)×240日 =7,680H・・・①

(休日 8H+12H+12H+16H)×125H=6,000H・・・②

※①+②=13,680H÷1,920H=7.13人となるが、会議・研修・有休等を考えると

週40時間の生活支援員が8人必要となる。

※確認～重度重複障がいの場合、1ホームあたり最低世話人2人、支援員8人の配置が必要となる！

人件費必要額と報酬単位

- 人件費必要額には、当然法定福利費・各種手当を含めなければならない。
- 1ホームあたり世話人・支援員が10人必要→仮年俸350万×10人=3,500万円
- 参考として..

GH定員	必要人件費(A)	(A)÷定員／365日	1日1人あたりの必要単位
4人	3,500万円	23,973	2,397
5人	3,500万円	19,179	1,917
6人	3,500万円	15,982	1,599

※事業管理者・サビ管の人件費及び人件費以外の事務費が更に必要となる。

※定員6人以上になると見守り人数に限界があったり、ユニットが必要となり10人のスタッフでは難しい。

②現場での医的ケアの課題

- 1) 訪問看護が原則週3日の限界。GH配置の看護師にかなりの負担がかかっている。
- 2) 気管カニューシを装着していない人の気管内の喀痰吸引を違法性阻却で実施。
- 3) 人工呼吸器の装着者が、泣く泣くGHを退所。→空床型短期入所として対応。

※医的ケアは定時ばかりではない。

つぶやき・・・「家族が行ってよい医的ケアの範囲まで近づけないものか。」

③居宅介護の立場からの課題

- 1) 朝(起床～出勤)と夕(帰宅～就床)のドーナツ勤務の連続、休日は14時間の長時間勤務、その他に週1の夜勤というハードな勤務形態の為、働ける人が限られてくる。せめて高い俸給であれば。
- 2) 長時間重介護を必要とする利用者に派遣してくれる居宅介護事業所が少ない。

運営上の課題に対して・・・改善要望

①グループホーム制度本体の制度設計を基本からやり直してほしい。

・職員の配置基準と報酬→現実的でない**世話人の配置比(4:1以上)の改善**。

・個人単位のホームヘルプを入れなくても運営できるだけの**生活支援員の配置比(2.5:1以上)を改善**し、運営のスタイルを選べるようにしてほしい。

②介護福祉士等福祉従事者が行える医療的ケアを家族なみに拡大してほしい。

・R3の報酬改定で医療的ケアについては、看護職員の手間の違いや高度な医療的ケアを長時間必要とする場合など、判定スコアが導入され大幅な改定がみられたが、**そもそも看護師を複数確保するだけの本体報酬の改善が必要ではないか**。

また、**家族が行うことができる医療的ケアまで介護福祉士等福祉従事者の医療的ケアの内容を拡大**してほしい(酸素等)。


③居宅介護

多くの居宅介護事業所は、GHにおける複数人且つドーナツ勤務、そして長時間にわたる重度訪問介護を受けたがらない傾向にあることから報酬の見直しをしてほしい。

社会福祉法人 福祉の郷

グループホーム なないろの森ができるまで

理事長 米田 操

なないろ作業所  広島県安芸郡府中町浜田3丁目9-1

グループホームなないろの森  広島県安芸郡府中町石井城2丁目15-27

電話/082-236-3417 (代表)

社会福祉法人 福祉の郷

府中町には
マツダ本社工場、
大規模な商業施設
がある。

なないろ作業所，なないろの森

社会福祉法人 福祉の郷 は，広島県安芸郡府中町（令和5年12月現在，23,944世帯，人口52,694人，前年比+）にある，障害福祉サービス事業を運営する法人です。

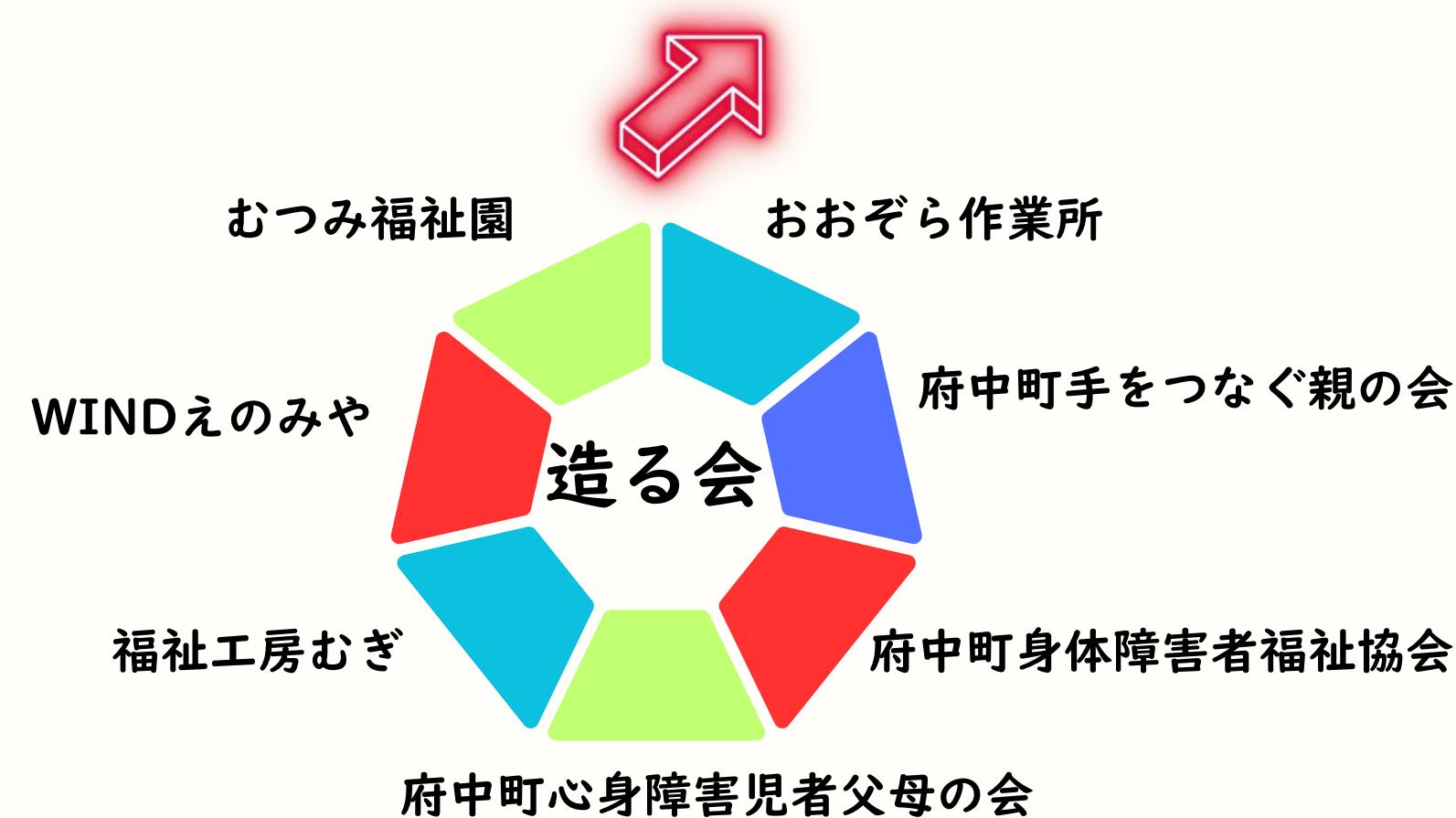
この法人は，障害者本人と家族，地域の支援者，行政が力を合わせてつくった団体です。中核施設である「なないろ作業所」の“なないろ”は，7つの団体が協力して作りあげたという歴史的背景からつけられています。

7つの団体は，「府中町で生まれ育った人が，いつまでも暮らし続けられるように」を共通目的に，「府中町に社会福祉法人格を持った障害児・者総合施設を造る会」（略称：造る会）を結成し，施設開設を実現しました。

社会福祉法人福祉の郷



いつもにはたらく
ともにくらす



障害をもつ人，家族，地域の支援者
による50年以上にわたる活動が母体

歴史（抜粋）

- 1973 前身「おつみ福祉園」開所
- 1980 前身「おおぞら作業所」開所
- 1999 「造る会」結成（※当初から暮らしの場づくりを目的化）
- 2000 前身「みんなのしごとば福祉工房むぎ」開所
- 2007 府中町への要望書提出，本格的協議開始
- 2008 福祉工房むぎ，おおぞら作業所がNPO法人化
- 2010 社会福祉法人 福祉の郷 認可（広島県知事）
- 2011 なないろ作業所 開所（府中町より土地無償貸与）
- 2023 グループホームなないろの森 開所
（大畠順一・波枝夫妻より土地無償貸与）



事業概要

名称 : 社会福祉法人 福祉の郷
 理事長 : 米田 操 (障害者家族が就任する方針に基づく)
 設立 : 2010年8月
 従業員数 : 28名 (女性:16名, 男性:12名)
 事業収入 : 121,733,897円 (2022年度)

事業内容 : 生活介護 (25名) → **在籍32名**
 (定員) 就労継続支援B型 (15名) → **在籍16名**
共同生活介護 (7名) → 入居者7名
 短期入所事業 (2拠点, 2名+4名)
 相談支援事業

はじめに

経緯

計画

費用・課題

いっしょにはたらく ともにくらす

リサイクル, 手漉き紙づくりなど, メンバーの特性に応じた活動(しごと)を, 地域から得ることで, 「いっしょにはたらく」を実現。但し, 家族や本人の高齢化・成長により, 暮らしの場のニーズが拡大。町内2カ所の既存グループホーム(GH)は, 障害支援区分が高いと入れない。

2021年に, 篤志家の御厚意による土地無償貸与を受け, 2023年にGH「なないろの森」を開設。「ともにくらす」を実現。

【なないろ作業所の日】

10:00		12:00	13:00	15:30	
送迎	朝の会	就労活動 (介護・訓練)	昼食・休憩 (時間は前後します)	就労活動 (介護・訓練)	清掃・ 終わりの会
				送迎	



グループホームなないろの森 設立スケジュール

篤志家のご厚意にはじまった当グループホームづくりは、地域、行政、家族、職員との合意形成を大切に行われました。

2016年頃

篤志家から、理事へ土地の貸与の可能性について相談。
(以前から、福祉関係での交流あり)。

2021年

9月 篤志家から、福祉の郷へ「グループホームに活用して欲しい」と、作業所がある町内100坪の土地について無償貸与の明確な意思表示。

10月 広島県 補助事前協議書、住民説明会 (写真)
府中町の意見書
基本設計

☞ 住民説明会は、府中町と 合同で行い、篤志家ご夫妻にもご出席いただきました。



2022年

3月 実施設計
6月 利用者家族アンケート (入居希望)
7月 内示後
8月 他ホーム見学、職員勉強会
9月 入札契約・工事着、家族勉強会
12月 工事中間検査

2023年

3月 完成検査
5月 入居家族懇談会
(篤志家ご夫妻もご参加)
6月 グループホーム開所



費用及び課題

建物規模

- ◇ 2階建て 300㎡
- ◇ 共同生活援助室（個室）：7部屋
- ◇ 短期入所室：2部屋
- ◇ 地域交流集会室：1部屋
- ◇ 風呂：2か所
- ◇ 台所・リビング：1部屋

資金内訳

◇ 整備費（万円）

建物	8500
設計費	250
土地造成費	400
備品費	250
その他	100

◇ 資金調達（万円）

自己資金	5000
助成	2500
WAM	2000

課題

◇ 建物の助成の対象外

- エレベーター
- 地域交流室
- 短期入所室
- スプリンクラー

◇ 借入について

WAMは金利は安いですが、申請事務手続きが煩雑。競輪融資は融通が利く。

◇ 職員配置

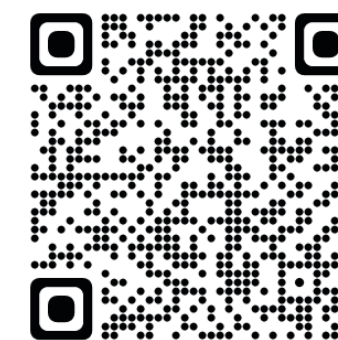
GHは、一度ははじめたら止まらない。安定的な人材確保のために「夢を語りつづける」必要がある。家族の立場から、感謝を示し、職員の待遇改善を求める姿勢示すことも大切。

社会福祉法人 福祉の郷

なないろ作業所の様子

制作：TSSオンデマンド

URL：https://www.youtube.com/watch?v=rY19y_ASdTE&list=PLR-fsrRzWa2Z4eo9DaASy6s9G1AWr0iGQ&index=52



はじめに

事業概要

将来性

待遇

おまけ

検索

提供 アイスタイル株式会社 Istyle.co.,Ltd

0:00 / 2:15

ヒロシマのおりづるを再生紙やカルタへ #応援したい世界がある

TSSオンデマンド
チャンネル登録者数 3470人

18 共有 オフライン Thanks

324 回視聴 2023/01/25
#応援したい世界がある #おりづる #NPO法人
ヒロシマに届いた折り鶴で、再生紙やカルタをつくり、世界平和に寄与することを目的に活動を行う。製品をつくるのは障がいのあるスタッフ。理事長の船田さんは、ここで働くスタッフが、やりがい・生きがいをもてるようにと願い、活動を続ける。

#応援したい世界がある

ヒロシマのおりづるを
再生紙やカルタへ

理事会、評議員会をはじめ、祭りやしごとを通じた地域交流は、当会のように家族会活動を土台とした法人経営には不可欠。応援してもらえるような雰囲気づくりを大切にしていきたい。

公益財団法人日本財団助成
「重度障害者（医療的ケア含む）が地域で格差なく暮らせる社会の創造」検討事業
「ともに生きるシンポジウム」

地域父母の会が設立した グループホームの経緯

公益社団法人 京都市身体障害児者父母の会連合会
事務局長 久門 誠

経過について

- 1953(昭和28)年 父母の会設立
- 1983(昭和58)年 無認可小規模作業所を立ち上げ→現在定員20名の生活介護
- 1994(平成6)年 社団法人格取得
- 2004(平成16)年 法定施設化
- 2009(平成21)年 ショーステイ(4床)・ヘルパー派遣立ち上げ
- 2015(平成27)年 グループホーム設立
- 2020(令和2)年 シェアハウス開設



(公社)京都市身体
障害児者
父母の会連合会

生活介護「じゅらく」
(定員20)

ショートステイ
(4床)
居宅支援
相談支援
「せせらぎ」



グループホーム「ぶらり」(8部屋)



シェアハウス
「せせらぎ中京分室」(4部屋)

「父母の会」の運営する事業所として(1/2)

- 無認可小規模作業所の設立以降、障害福祉事業を継続してきたこと(職員を雇い育成してきたこと)
- 父母の会の中で、研修や見学、話し合いの場が多く持たれてきたこと
- 「親の会」の運営する事業として、「親の思い」「本人中心」に近いところで職員が働くことができたこと
- 無認可→認可への経過の中で、一定の収益増があり、資金を溜めることができた

「父母の会」の運営する事業所として(2/2)

- 人材への先行投資(開設前の2年間、生活介護は大きな赤字を出しながらも職員を増やした)
- 「もう限界⇔まだ在宅で」という親御さんの揺らぎに沿うことも(職員不足の影響もあり)

うまくいかなかったことなど

- たくさんの退職者
- デイだけの時代に「宿泊支援を小規模日常化」しようとして職員集団に反対され頓挫
- 「後ろ振り返ったら誰もいないかもしれませんよ」
- ショートステイは資金や体制の問題で長年手も付けられず・さらに建築の問題で一度頓挫
- グループホームは4か所目の土地
- シェアハウスは？か所目(職員がひたすら不動産屋さんと物件にあたる日々の中でめぐりあえた)

課題として考えていること

- 継続の大切さと難しさ(特に人材確保と育成)
- 勤務体制・シフト作成

- 京都市内の土地の価格
- 建築費の高騰
- 民間参入の増加…実践の質の懸念

- 京都市はようやく市営住宅の空き住戸の活用に動き出したが「市内中心部は対象外、EVなし、1階は満室」の状況とのこと
- 今後の事業運営・事業展開をどうしていくか？

おわりに

- 居宅支援(ヘルパー派遣)の事業を併設して、自前のヘルパーをグループホームに派遣することで経営を維持(居宅支援の併用は、現制度では不可欠)

- 小規模、少人数ではあるが一人ひとりの暮らしが少しでもよりよいものになるようにこれからも充実発展に努めたい

重度障害者（医療的ケア含む） 対応型の共同生活援助（グループホーム） ぽのハウスについて

社会福祉法人 滋賀県障害児協会
地域支援部 部長 遠藤 正一

「ぽのハウス」設立までの道のり

～はじまりは大津市でのシンポジウム～

●平成29年7月10日

以下のタイトルで大津市障害者自立支援協議会主催のシンポジウムがあった

「みんなでつくる誰もが暮らせる大津」

～その人らしく暮らせる「住まい」を考えるシンポジウム～

- ・あるサービスは調整する
 - ・ないサービスは創る
- が合言葉。

その時に、大津圏域「地域生活支援拠点」の整備に向けての提言書が作られた

～ 多機能重装備型グループホームの整備を中心とした地域生活の拠点づくり～

○中心的機能としての重装備型ケアホームの整備について

提案1: 重装備型ケアホームの整備

I <知的障害重度(内)行動障害を呈する利用者像>

提案2: 重装備型ケアホームの整備

II <知的障害重度(内)高齢障害の利用者像>

提案3: **重装備型ケアホームの整備**

II <知的障害重度(内)重症心身障害の利用者像>

提案4: 総合的に暮らしを支えるサービスの体制整備およびネットワーク

重症心身障害者の 差し迫っている課題

- ・全体として、重症心身障害（特に、医療的ケアの超重症児・者）の急増に関して、
幼児期、学校、福祉の現場が追いついていない
- ・福祉の状況では、重症心身障害者が利用できる
通所先（生活介護）が不足
居宅介護（ヘルパー）が不足
特に、グループホームが圧倒的に不足
- ・滋賀県内では、4か所。（難病タイプの方のところは1箇所）
ともる（大津市）、えまい（野洲市）・・・びわこ学園
のぞみ（日野町）・・・わたむき じゅう楽（五個荘、難病タイプ）
ぽのハウス（大津市）・・・滋賀県障害児協会

重症心身障害児者にとっての 自立のイメージは？

■ 通常、自立のイメージは

- ①経済的な独立 ②親元から離れる
- ③1人暮らし(アパート等での暮らし)・・・

■ では、重症心身障害児者にとっての自立とは？

新しい見方が提唱されている

■ 新しい見方では

「自立度が高い」 ⇒ 依存できるところ・お願い・委ねられるところ(理解があり、その人ために動いてくれる)がたくさんある状態のこと

ぽのハウス設立までの道のり①

～法人内での経過～

■ 設立準備室の開設まで

- ・GHの構想は、入所施設(湖北タウンホーム、湖南ホームタウン)がつけられた当初(約25年前)からあった
- ・2015年より、湖南ホームタウン内に準備チームを作り土地の検討、先進地の見学等を進めていた
- ・2016年、土地が決まり、国庫補助等を使っての建設で進めると決定し、**2017年7月よりGH設立準備室**として、専属のスタッフを置き、本格的な準備を始める
- ・2018年年度(平成30年度)の施設整備として、**国庫補助及び滋賀県重症心身障害者等施設整備事業費補助金**に申請する

ぽのハウス設立までの道のり②

～GH設立準備室としての動き～

■ 具体的に動き出す

- ・平成30年9月、現在の管理者が設立準備室長に就任。GHの概要骨子案を作成
- ・平成30年9月20日 **入居利用者説明会** 開催
- ・入居利用者希望者の聞き取り調査開始
- ・平成30年10月2日 大津市から施設整備に関するの内示発令(国庫補助の大津市分の議会承認)
- ・平成30年11月2日 **建築業者入札** 株式会社テリオスに決定
- ・平成30年11月入居利用者希望者の聞き取り調査終了
- ・平成30年11月16日、**入居利用者希望者に関する大津市との調整会議開催**

重度・重症心身障害者のグループホーム (共同生活援助)の設立考案の3つの大きな柱

① 利用者

- ・どんな利用者を想定されているのか
- ・その利用者に対応するための設備、人的対応力
(特に、医療的ケアの方々に対して)
- ・通所先は？ ・利用料金は？ ・各種書類は？

② 建物(設備)

- ・どこに建てるのか？ ・国庫補助等は使うのか？
- ・定員は？ ・どれくらいの自己資金があるのか？

③ 職員

- ・どのタイミングで、どれだけの増員を図るのか
- ・募集の仕方は？ ・派遣や紹介にどれだけの資金が使えるのか？

ぽのハウス設立までの道のり③

～開所に向けての動き1～

■ 具体的に動き出す

・平成30年12月15日 **地鎮祭**



・平成30年12月18日 法人内入居利用者選定委員会開催 定員7名の内 **6名決定**

・平成30年12月 職員募集開始

(法人内からの移行職員数が決まり、新規採用者の募集人数が決まる)

・平成31年1月 GHの名称の募集開始

・平成31年2月2日 職員採用面接 **5名決定**

ぽのハウス設立までの道のり④

～開所に向けての動き2～

■ 具体的に動き出す

- ・平成31年2月19日 GHの名称決定

ぽのハウス

(ぽのとはハワイ語で心地よいの意味で、
「心地よい家」の思いを込めて)

- ・平成31年4月 新規採用職員入職

法人内部研修、外部研修 実施

- ・ヘルパーステーション「かいつぶり」も同時開業

- ・令和元年6月1日 **開所式** 3日から**入居開始**

重度・重症心身障害者のグループホーム (共同生活援助)の制度的な選択について

- 重度障害者、医療的ケアに対応する**各種加算**が取得できる体制

重度障害者加算 行動援護従業者養成研修 喀痰吸引等研修(第一号)(第二号)

医療連携体制加算(当法人は医療機関があり、そこからの派遣)

- 法人として、ヘルパーステーションも立ち上げる

特例(個人単位で居宅介護サービスを利用)を利用する場合、大きくは2つの選択肢があり、**外部**のヘルパーステーションを利用するか、**法人内**のヘルパーステーションをするかである。

経営的に**法人内のヘルパーステーション**を利用する形を選択する

ぽのハウスの概要 (令和4年版)

名 称： ぽのハウス
所 在 地： 大津市月輪4丁目17番17号
開設年月日： 令和元年6月
入所定員： 8名
短期入所： 1名
設 備： 個室(9室)、食堂リビング、台所、
浴室(ミスト浴)、洗濯室、トイレ
必要なところに天井リフトを設置

利用対象者について

- 障害支援区分 5、6の方
- 重度障害者等包括支援または、重度訪問介護の対象者の方
- **健康的に安定した重症心身障害者**

（医療的ケアについての対応内容は、主治医からの指示書等を確認させていただいた後、個別に相談させていただきます）

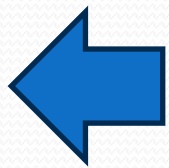
※ 強度行動障害のある方は、対象外とさせていただきます

※ 入居に関しては、大津市在住の方が優先となります

もう少し詳しく内容を聞いてみたい方、入居を検討している方については、お手元の相談受付表を提出して下さい

ぽのハウスが大切にしていること

①家 ……**ぽのハウス**…… 入所施設等



出来るだけ、**家での生活**に近づける

②出来る限り、**施設のルール**を作っていません。

例) 食事の時間、入浴の時間

起床、就寝の時間 などなど

③**0か100、白か黒**の考え方を取らない

例) 看護師不在のときの医療的ケアに関して

帰省のときのヘルパー利用 などなど

職員配置について①

GHでの必要な常勤算数

世話人	介護包括型の4:1を選択 利用定員8の前年度実績を4で除する 例) $5.6 \div 4 = 1.4$
生活支援員	入居利用者の方が区分6の場合 利用定員8を2.5で除する $8 \div 2.5 = 3.2$ (個人単位で居宅介護利用の場合1/2) $\Rightarrow 1.6$
夜勤者	夜間支援等加算を選択する場合、夜勤者を1名以上配置
【実際の例】 : GHで1日で必要な常勤換算数は、定員8名の場合、上記より4人。 その他に個人単位で居宅介護サービスを利用して、必要に応じて、ヘルパーを配置。そして、より充実した支援体制を整える。	
看護師は医療連携としてかいつぶり診療所から、常時1名派遣。さらに、訪問看護師、訪問リハビリも必要に応じて利用していく予定。	

職員配置について②

～現在の配置数～

	正規職員	パート職員	常勤換算数	備考
かいつぶり診療所からの派遣(看護師)	1	6	2.9	医療連携体制加算
グループホーム(共同生活援助)	2	3	4.2	世話人 生活支援員 夜間支援体制加算
ヘルパーステーション「かいつぶり」	8	10	14.2	個人単位で 居宅介護を利用する

利用者について

	通所先	医療的ケア等の内容	重度訪問介護の時間数	帰省状況
Aさん36歳男性	ピアーズ	口腔内吸引・浣腸・発作	重訪345時間	月4日の帰省
Bさん40歳女性	ブラフアート	気管切開・吸引	重訪305時間	毎週末帰省
Cさん51歳男性	れもん会社	発作・浣腸	重訪305時間	ご家族の都合で帰省なし(ヘルパーとの日帰り帰省)
Dさん34歳男性	さくらハウス	嘔吐への見守り	重訪230時間	毎週末帰省
Eさん38歳男性	湖南ホームタウン	心臓疾患への対応	重訪230時間	毎週末帰省
Fさん54歳男性	ふあんテンポ	浣腸、股関節への対応	重訪255時間	ご家族の都合で帰省なし(ヘルパーとの日帰り帰省)
Gさん26歳男性	ピアーズ	発作・浣腸	重訪375時間	ご家族の都合で帰省なし
Hさん32歳女性	かなえ	嘔吐への見守り	重訪342時間	月4日の帰省

諸費用について

	金額	備考
家賃	50000円	家賃補助 10000円あり
光熱水費	10000円	
日用品費	3000円	
食費	朝食250円 昼食、夕食500円	
合計	75000円前後	障害基礎年金の範囲内

「ぽのハウス」施設整備内訳

収入項目	金額	備考
国補助金収入	22,333,000	
市補助金収入	11,167,000	
県単独補助金収入	15,000,000	
借入金	34,000,000	福祉医療機構
自己資金	17,464,000	
収入計	99,964,000	

支出項目	金額	備考
本体工事費	89,964,000	
工事事務費	10,000,000	設計監理費
土地取得		法人所有地
支出計	99,964,000	

建設前の現地写真



全体設計図

全体配置計画

人間関係
の継続

社会参加
の継続

地域交流
の継続



家族・友人・ボランティア・外部サービス事業所の来訪に
備えた駐車スペースの確保

室内イメージ図

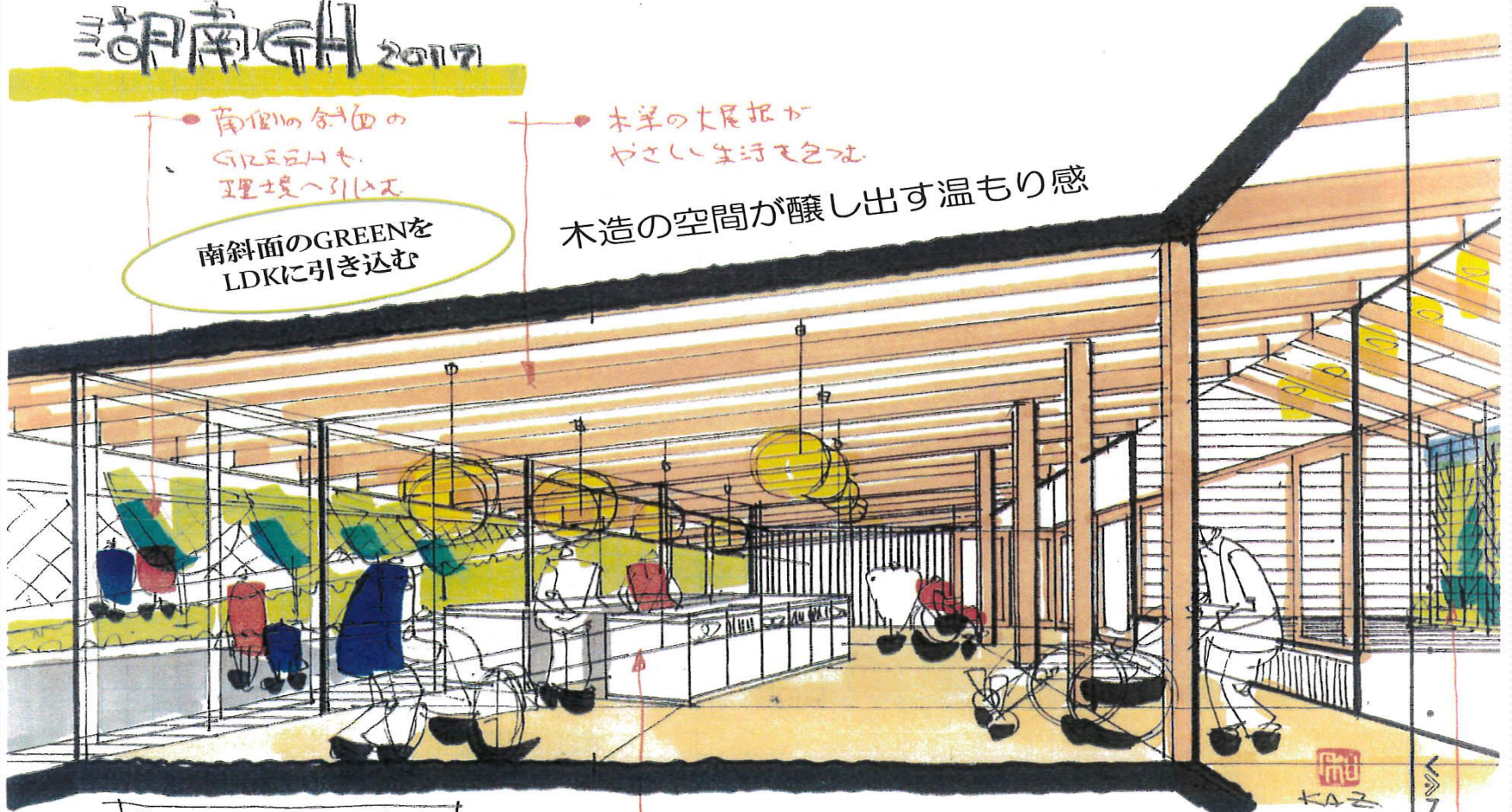
三湖南 2017

● 南側の斜面の
GREENを
LDKに引き込む
理想へ引き込

南斜面のGREENを
LDKに引き込む

● 木の太腿板が
やさしい生活になる

木造の空間が醸し出す温もり感



リビングは2FENT起2

● OPEN型 キッチン→コーナー ガラスフロアで
防音しやすかつゆび感

KAZ

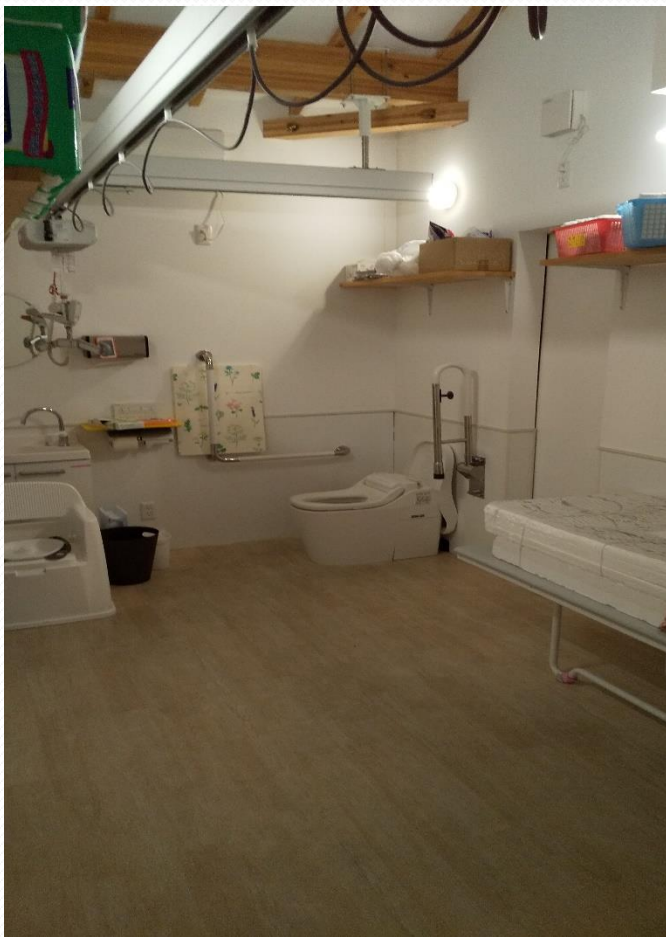
ぽのハウス開所式の様子



ぽのハウス部屋・設備①



ぽのハウス部屋・設備②



ぽのハウス活動の様子①



ぽのハウス活動の様子②



ぽのハウス活動の様子③



「この子らを世の光に」

- 日本の障害福祉の基礎(視座)を創った糸賀 一雄氏の重症心身障害のある方に向けての言葉。

「声なき声で訴えている。自分たちは人間として生きているのだと。そして生きている限り、社会とともにあるのだ。ここからここまでの障害者は社会復帰できない存在だと見るべきではない。しかもそのときの社会の都合で、その線引きが勝手に決められるべきものではない。すべての人間は、生き続けている限り、力いっぱい生命を开花していくのである」

福祉先進国での

“障がい”受け止め方とは

- 日本では“障がい”は一つの概念(言葉)
- 福祉先進国では、福祉の専門家に限らず、一般市民も“障がい”を3つの概念(階層)で捉えている人が多数

- ①機能・形態障害 (Impairment) : 医学・生理的レベルでとらえた障害
例: 出産時の事故で脳にダメージが残った
- ②能力障害 (Disability) : 個人の能力をとらえた障害
例: うまく話すことができない、歩くことができない
⇒ここまでは医学の進歩を待つしかない

-
- ③社会的障害 (Handicap) : 社会的な不利 ⇒ **ここは改善できる!**
例: 学校・旅行に行けない、仕事・結婚に支障をきたす